

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

次代を担う子どもたちが健やかに成長し、全ての子ども・若者が希望をもち未来を切り拓いていける地域の実現は、大田区がこれからも発展を続けていく礎となるものです。

区は、平成28年3月に「青少年健全育成のための大田区行動計画(第六次)(平成28年度から令和2年度)」を策定し、子ども・若者の育成に関わる施策を総合的・効果的に推進するため、様々な施策に取り組んできました。

ライフスタイルの多様化や1世帯あたりの人員減少、情報通信技術の普及・革新等、時代の急速な変化とともに子ども・若者を取り巻く環境も大きく変わり、引きこもりの長期化、若者無業者の増加等、社会生活を営む上で困難や課題を抱える子ども・若者も存在します。

加えて、新型コロナウイルスの感染拡大によって、オンライン教育、リモートワーク等が進み、教育、仕事、生活のあらゆる面において効率化が進む一方で、人とのふれあいや体験的活動等の制限による若者の心理面への影響が懸念されています。

こうした中であっても、子ども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、様々な体験を積み、自立の機会と活躍の場を得ることが必要であり、そのためには地域が一丸となって子ども・若者の育成に関わることが重要となります。

区は、これまでの取組みの評価や子ども・若者を取り巻く環境の変化を踏まえるとともに、様々な課題に横断的に対応する区の総合的な指針を示すため、計画名称を改称し、対象年齢をポスト青年期まで拡大した上で、新たに「大田区子ども・若者計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 計画策定の背景

(1)国の動向

①子供・若者育成支援推進大綱の策定

子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成 28 年2月、子ども・若者育成支援推進本部において子供・若者育成支援推進大綱(以下、国の大綱)が策定されました。同大綱では、「家庭」「地域社会」「情報通信環境」「雇用」の4つの視点から、現状と課題について分析が行われています。その上で重点的に取り組むべき基本的な方針として、「全ての子供・若者の健やかな育成」「困難を有する子供・若者やその家族の支援」「子供・若者の成長のための社会環境の整備」「子供・若者の成長を支える担い手の養成」「創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」の5つの課題が取り上げられています。

②社会福祉法の改正

平成 29 年6月に改正された社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けて、市町村が包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。

さらに、令和2年6月の同法改正(令和3年4月1日施行)では、高齢者、障がい者、子どもなどの複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に整備する事業が創設されました。その中で、各支援機関の円滑な連携による支援や、要支援者との関係性の構築に向けたアウトリーチ等を通じた支援、狭間のニーズにも対応する地域参加につながる支援が相互に重なり合いながら、地域全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していくことが示されています。

③生活困窮者自立支援法の改正

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活に困窮し社会保障制度と生活保護制度の狭間にある方への早期の対応と自立を支援する「第2のセーフティネット」として制度化されました。平成30年10月に同法が改正され、生活困窮に陥っている状況の一つとして「地域社会からの孤立」を定義し、生活困窮者支援に携わる関係機関と、地域での支え合いや見守り、地域参加などの取り組みとの連携による早期かつ適切な支援体制整備の重要性が取り上げられています。

④児童福祉法の改正

平成28年に児童福祉法が改正され、児童福祉の理念が明確化されるとともに、平成29年に同法が改正され、司法関与の強化が図られました。さらに令和元年の同法改正では、親権者による児童のしつけに際しての体罰禁止が規定されたほか、児童相談所の体制強化や職員の資質向上が規定され、児童虐待の発生予防や発生時の迅速・的確な対応等が図られています。

⑤児童虐待の防止等に関する法律の改正

児童虐待の防止に関する法律は平成12年の施行以降、平成16年、平成20年に改正され、児童虐待は子どもに対する著しい人権侵害として、子どもの安全確保のための関係機関の連携等が強化されました。令和元年の同法改正では、児童虐待を行った保護者に対する医学的または心理的知見に基づく指導措置を努力義務化し、児童虐待防止対策の更なる強化が図られています。

⑥子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が制定され、子どもの貧困対策の総合的な推進が図られました。さらに、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、区市町村における計画策定が努力義務化されました。また、令和元年11月には法改正を踏まえ新たな大綱が策定されました。

(2)東京都の動向

東京都では、子ども・若者を取り巻く社会情勢の急速な変化と多様化、複雑化する様々な課題に対応するため、次のようなビジョン、計画を策定し様々な取り組みを行っています。

①「未来の東京」戦略ビジョンの策定

令和元年12月に、2040年の東京都の将来像と、この将来像の実現を目指し2030年までの期間に推進すべき戦略・プロジェクトについて取りまとめた、「未来の東京」戦略ビジョンが発表されました。戦略ビジョンにおいては、20の「ビジョン」と「戦略」について、「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」の3つのシティを進化させながら実現を目指す方向性が示されました。戦略の核としては、3C(Community[コミュニティ]、Children[子ども]、Chōju[長寿])を掲げ、青少年の健全育成分野についても、長期的視点に基づく様々な戦略が示されています。

②「東京都子供・若者計画」の改訂

令和2年4月に「東京都子供・若者計画(第2期)」が策定されました。計画のポイントとして以下の3つの視点が挙げられ、子供・若者育成支援施策の一層の推進に取り組んでいます。

【東京都子供・若者計画(第2期)のポイント】

視点1	一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重する視点 支援に当たっては、当事者である子供・若者の目線に立ち、意見を尊重し、支援に反映させていく姿勢が重要
視点2	子供・若者の状況に応じて支援する視点 子供・若者のライフステージを見通した切れ目のない支援と、本人だけでなく、家族も含めた支援が重要
視点3	子供・若者の支援に社会全体で重層的に取り組む視点 複合的な課題に対応するため、関係機関等の連携を促進し、社会全体で子供・若者の成長を見守っていくことが重要

また、同計画の中で、区の役割として、①「地域の実情に応じた子供・若者支援施策の着実な推進」、②「区市町村子供・若者計画の策定」、③「地域における子供・若者育成支援ネットワーク(子供・若者支援地域協議会)の設置」の3つが挙げられています。

③「東京都子供・子育て支援総合計画(第2期)」の策定

令和2年3月、安心して子供を産み育てられ、全ての子供たちが健やかに成長できる社会の実現を目指すために「東京都子供・子育て支援総合計画(第2期)」が策定されました。計画の理念として、①「すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する」、②「安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する」、③「社会全体で、子供と子育て家庭を支援する」の3つの理念が掲げられているほか、策定のポイントとして「子供の最善の利益を念頭に施策を推進」とされています。

(3)区の動向

①「新おおた重点プログラム」の策定

世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症拡大という局面を克服するための対策や大規模自然災害への対策に迅速に取り組むとともに、少子高齢化への対応、公共施設の維持更新、重要な成長戦略となる社会資本整備なども見据えた施策展開に取り組む必要があることから、こうした重点的な課題への対策を着実に推進するための計画として、「新おおた重点プログラム」を策定しました。

②「青少年健全育成のための大田区行動計画(第六次)の策定

区は、昭和 62 年2月の「大田区青少年問題協議会答申『大田区における青少年健全育成の総合計画策定にあたっての基本的な考え方と施策の方向性について』」を受け、平成元年 12 月に「青少年健全育成のための大田区行動計画(第一次)」を策定しました。その後時代に即して見直し・策定を重ね、平成 28 年4月には「心身ともに健やかで、地域社会の一員としての自覚や、他者への思いやりの心と規範意識を持ち、自立的に行動できる青少年」をめざす青少年像とした「青少年健全育成のための大田区行動計画(第六次)」を策定し、青少年健全育成のための施策の一層の推進を図っています。

③「おおた教育ビジョン」の策定

今後急速に変化する社会状況を見据え、大田区の未来を創る主体者となる子どもたち一人ひとりの成長を支えるために、令和元年6月に「おおた教育ビジョン」を策定しました。同ビジョンでは、「豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てる」を教育施策推進のテーマとして設定するとともに、テーマの実現にあたって、「社会の変化に主体的に対応し、未来を創る力を育成する」、「「知・徳・体」の調和のとれた成長を図り、豊かな人間性を涵養する」、「意欲にあふれ、個性と可能性を最大限に伸ばす学びの場を創出する」、「地域の特色を生かし、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てる」の4つのビジョン(基本的視点)と、「未来社会を創造的に生きる子どもの育成」、「学力の向上」、「豊かな心の育成」、「体力の向上と健康の増進」、「魅力ある教育環境づくり」、「学校・家庭・地域が一体となつてともに進める教育」の6つの重点プランを設定し、質の高い教育の実現をめざすこととしています。

④「大田区子ども・子育て支援計画」の策定

次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」と、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」との性格を併せ持つ、大田区の子ども・子育てに関する個別計画として、令和 2 年 3 月に「大田区子ども・子育て支援計画」を策定しました。同計画では、「子どもの権利の尊重」、「保護者の責任」、「地域のあらゆる構成員による支援」による 3 点を踏まえ、「すべての子どもが尊重され、保護者の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で応援するまちにします」を基本理念として、子どもの「育ち」と子育て家庭の支援、区民が子育てについて理解と認識を深め、地域社会が一体となって子育てに取り組むことをめざしています。

⑤「大田区地域福祉計画」の策定

社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として、大田区の高齢者、障がい者、児童などの福祉分野の個別計画を概括する上位計画として位置づけ、施策を総合的かつ効果的に推進するため、令和元年度からの 5 か年を計画期間とし、策定しました。

社会構造の急速な変化に伴う複合化・複雑化した課題に対して、公的サービスを世代や分野にとらわれることなく、切れ目なく提供し支援するための環境と体制の整備に取り組むと共に、互いに認め合う「地域力」を原動力として、地域の支えあいが広がる大田区版地域共生社会の実現を目指しています。

⑥「おおた 子どもの生活応援プラン(大田区子どもの貧困対策に関する計画)」の策定

子どもたちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦し、笑顔で未来を切り拓いていけるように、子どもたちの必要とする機会が開かれている地域社会の実現をめざすために、平成 29 年 3 月に「おおた 子どもの生活応援プラン(大田区子どもの貧困対策に関する計画)」を策定しました。同プランでは、子どもの貧困問題を地域共通の課題として捉え、すべての子どもたちが地域社会から切り離されないよう、社会的に包み込むような支援(社会的包摂)を実施していくこととしています。また、「気づき・見守る」、「切れ目のない支援」、「貧困の連鎖を断ち切る」、「総合的対策を推進する」の 4 つの視点を持ち、子どもの貧困対策に総合的に取り組むこととしています。

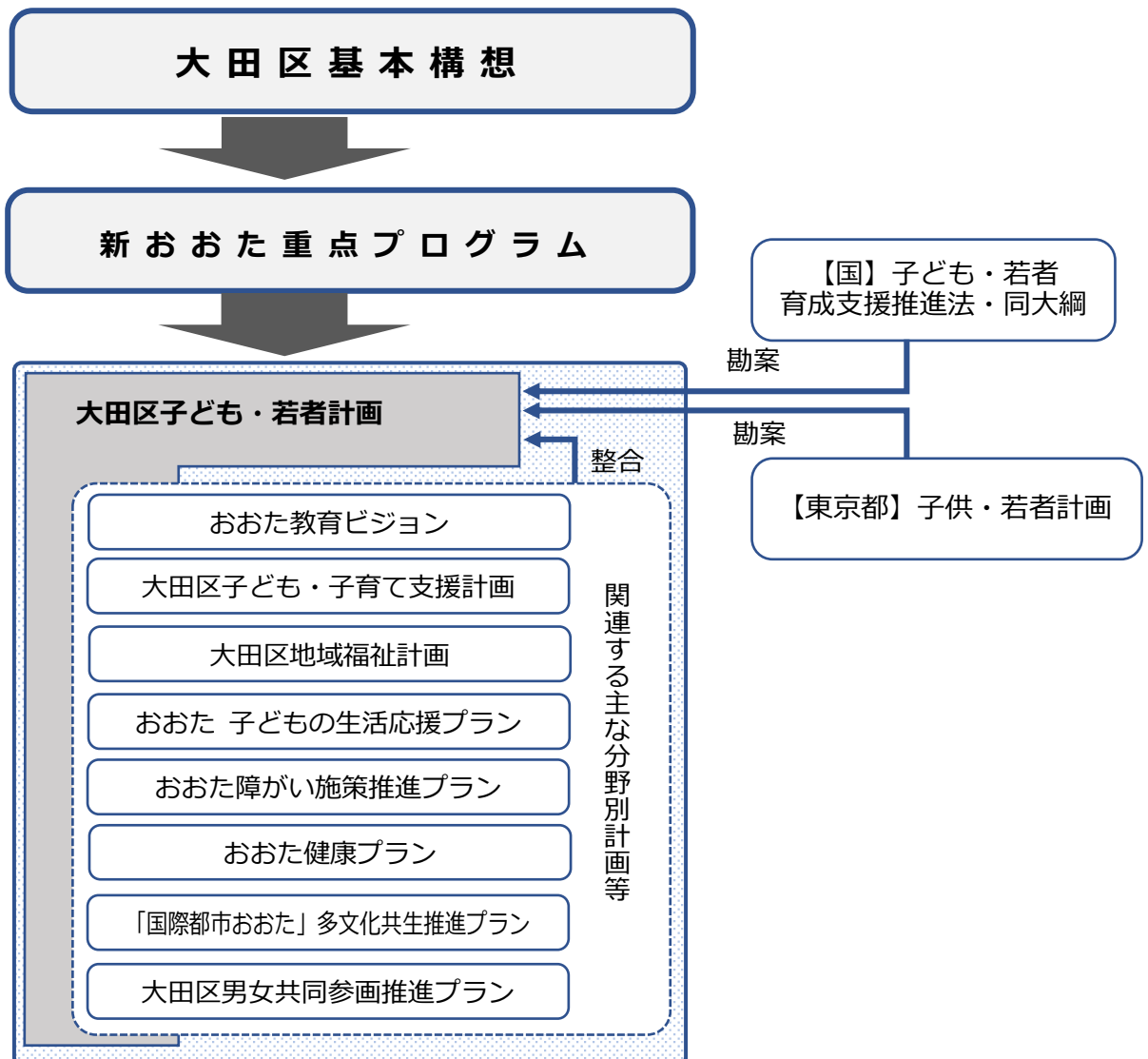
3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく子ども・若者計画であり、国が定めた「子供・若者育成支援推進大綱」及び「東京都子供・若者計画」を勘案して策定するものです。

本計画は、大田区基本構想における目標を達成するため、青少年健全育成に関連する大田区の諸計画・施策を横断的につなぐことにより、総合的かつ効果的な施策の推進を目指すと共に、青少年健全育成に関わる区民活動を展開する際の指針を示すものです。

「青少年健全育成のための大田区行動計画(第六次)」について総括評価を行い、大田区青少年問題協議会の議論を踏まえて整理すると共に、区の上位計画である「新おおた重点プログラム」及び関連部局で策定する分野別個別計画等と整合の上、連携して取り組みます。

◆計画の位置づけ

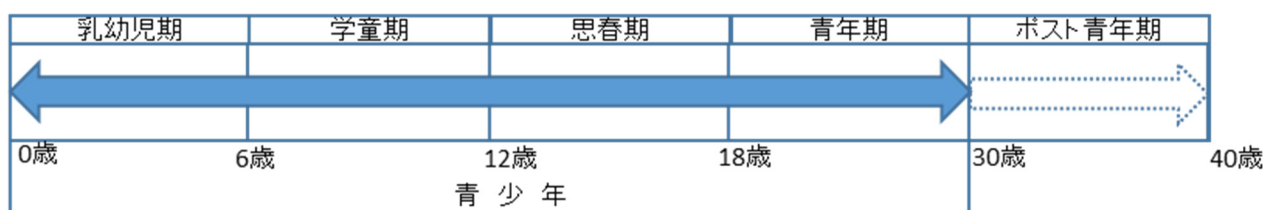


4 計画の対象

本計画の主な対象は乳幼児期から青年期としますが、青少年を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、施策によってはポスト青年期*1も対象とします。

ライフ ステージ	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
年齢	0～5歳	6～11歳	12～18歳	18～29歳	30～39歳

対象年齢



5 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変動等により、見直しの必要性が生じた場合は、本計画は必要に応じて適宜見直しを行います。

*1 ポスト青年期：子供・若者育成支援推進大綱では、ポスト青年期は「青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者」と定義づけられている。